

現行下水道使用料の検証及び今後のあり方について

令和3年10月

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

## 目 次

1	本組合の現況について .....	1
2	現行下水道使用料の検証について .....	7
3	今後の経営状況について .....	14
4	次期下水道使用料の改定について .....	17
5	今後の取組について .....	18
6	アドバイザーからの意見について .....	20

### ○ 資 料

坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業経営戦略

# 1 本組合の現況について

## (1) 整備状況（污水）

本組合の公共下水道は、より多くの市民の生活環境の向上と公共用水域の水質汚濁防止に向けて、昭和45年度に約333haの下水道法の事業認可を受け、昭和48年度に北坂戸水処理センターが供用を開始しました。その後、平成6年度には石井水処理センターが供用を開始し、処理区域の拡大による処理水量の増加に対応するため処理系列の増設を行っています。令和2年度末までの本組合の事業の実施概要は下表のとおりです。

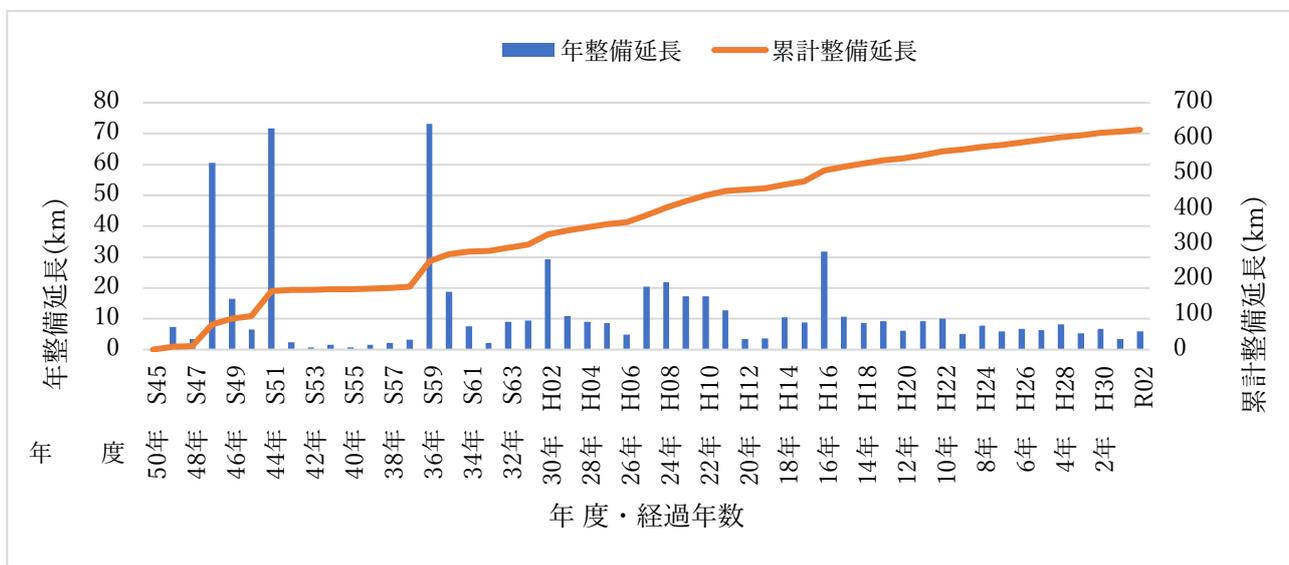
事業概要

項目	令和2年度末
① 行政面積	5,870 ha
② 市街化区域面積	1,915 ha
③ 事業認可区域面積	1,851 ha
④ 処理区域面積	1,760 ha
⑤ 行政区域内人口	162,988 人
⑥ 処理人口	124,669 人
⑦ 水洗化人口	118,620 人
⑧ 普及率 ⑥／⑤	76.5 %
⑨ 水洗化率 ⑦／⑥	95.1 %

## (2) 下水道施設の状況（污水及び雨水の整備総延長）

令和2年度末までに組合で整備、または移管された管渠延長は約622kmであり、その内訳は、汚水管渠 約481km、雨水管渠 約141kmとなっています。今後は事業着手当時に集中的に整備した施設や移管された施設の老朽化対策が必要になります。

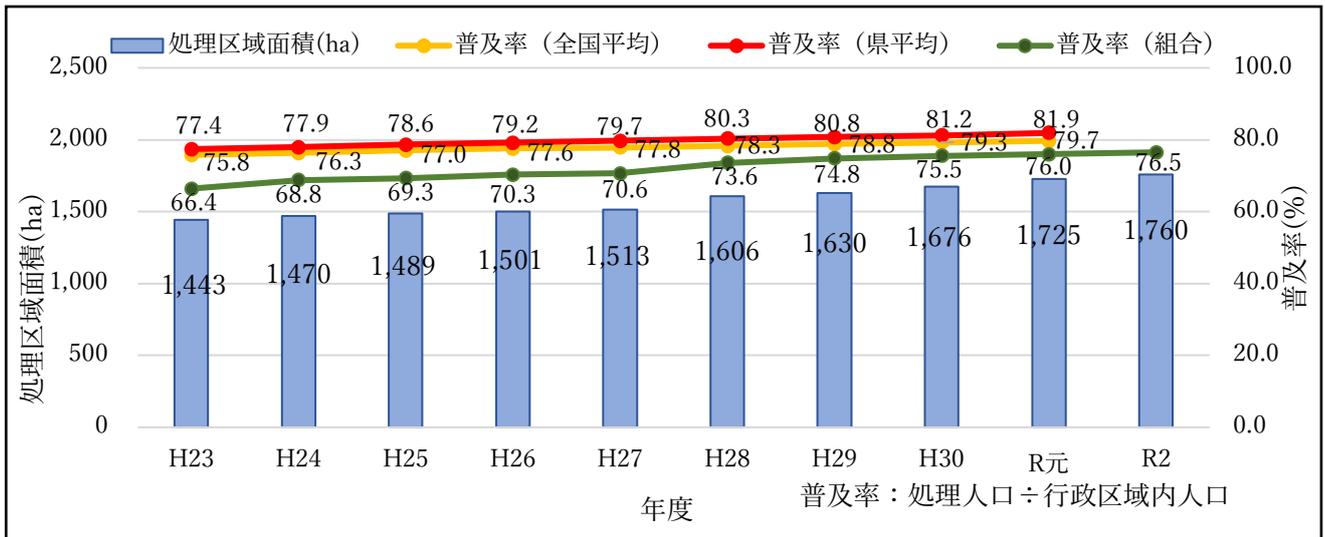
管渠の整備状況



### (3) 普及状況（污水）

公共下水道の普及は生活環境の改善や公共用水域の水質保全を目的とし、昭和48年の供用開始以来、市街化区域を中心に整備区域の拡大をしてきました。令和2年度末では事業認可区域面積1,851haに対し処理区域面積は1,760haの整備が完了しています。また、処理人口は令和2年度末で124,669人となり行政区域内人口162,998人に対し普及率76.5%となっています。今後も早期の概成を目指し、未普及対策事業に取り組んでいくことになります。

下水道の普及状況

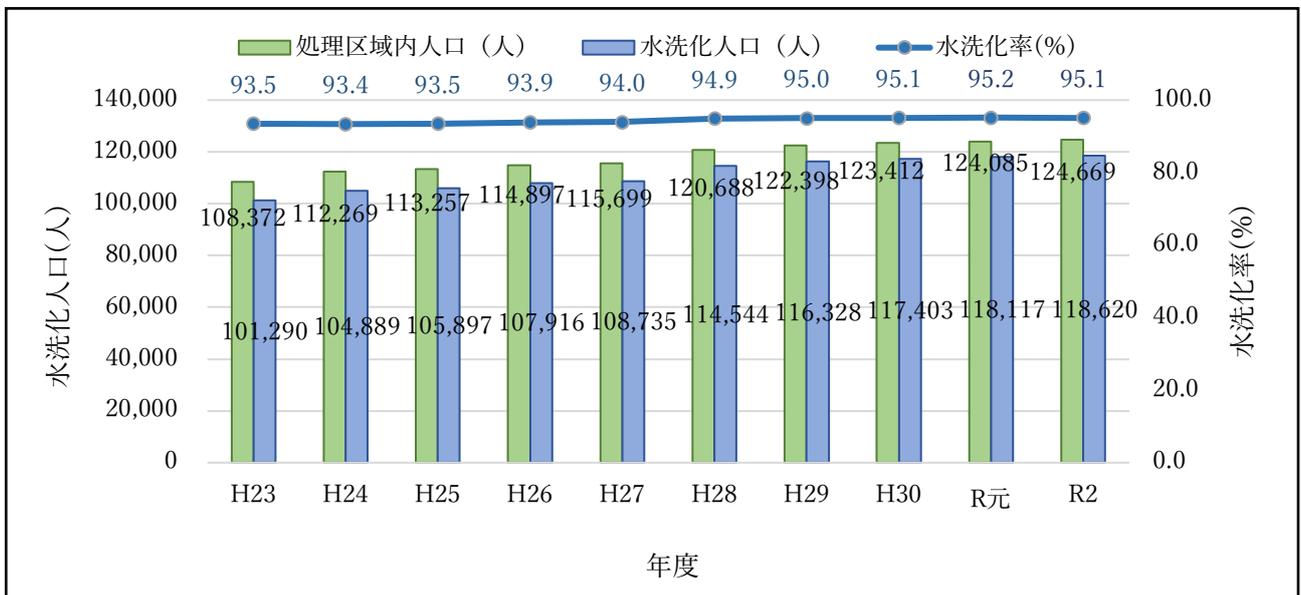


### (4) 水洗化の状況

令和2年度末で公共下水道へ接続可能な人口（処理人口）124,669人の内、118,620人が下水道へ接続しており、水洗化率（水洗化人口/処理人口）は95.1%となっています。

平成23年度から令和2年度の10年間で処理人口が約16,300人の増であるのに対し、水洗化人口は約17,300人の増と上回っており、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

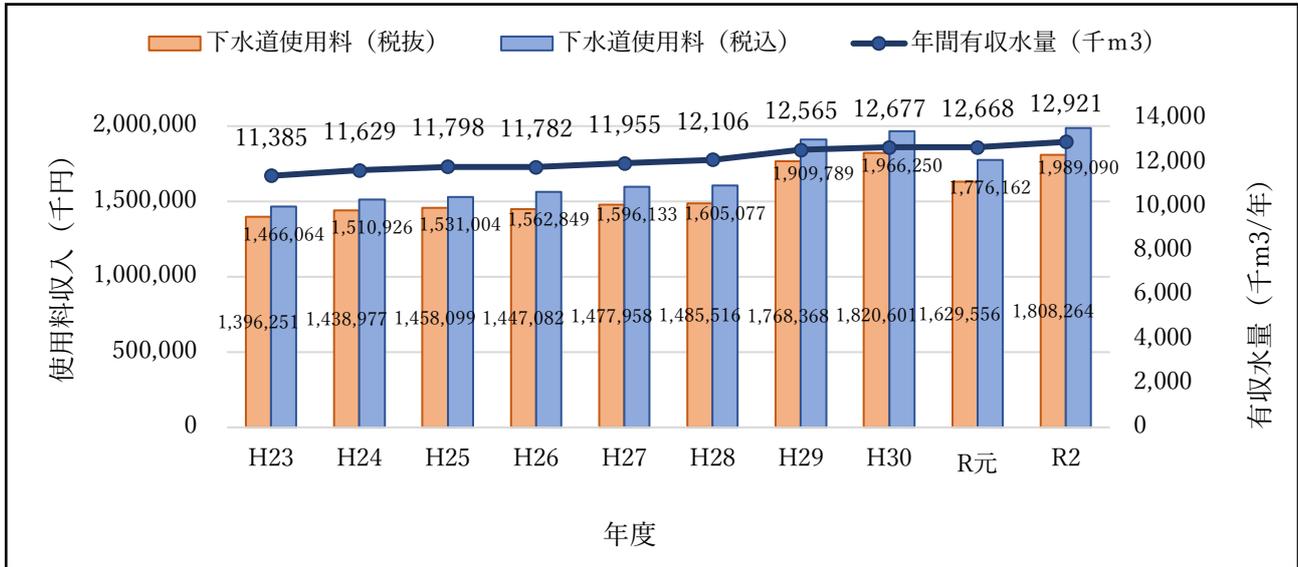
水洗化の状況



### (5) 下水道使用料収入の状況

令和2年度決算における下水道使用料収入は約18億8千万円（税抜）となり、平成23年度に比べ約30%増となりました。また、令和2年度末の年間有収水量は約12,921千 $m^3$ となり、平成23年度に比べ約13%増となりました。年間有収水量の伸び率に対しまして、下水道使用料収入の伸び率が大きく上回っているのは、平成29年度の使用料改定の効果が大きく表れたものです。

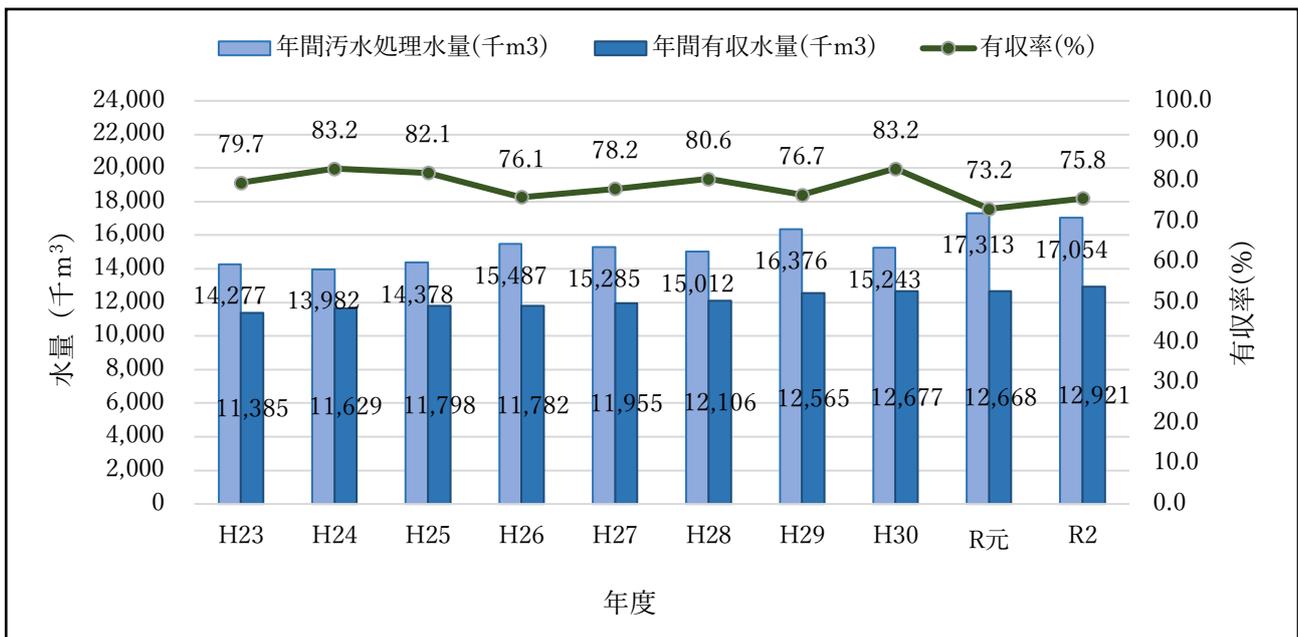
下水道使用料収入の状況



### (6) 有収率の状況

令和2年度末の有収率（年間有収水量÷年間汚水処理水量）は75.8%となっており非常に低い値となっています。また、平成23年度と比較しても有収率は低下しており今後は有収率向上の対策を講じていく必要があります。

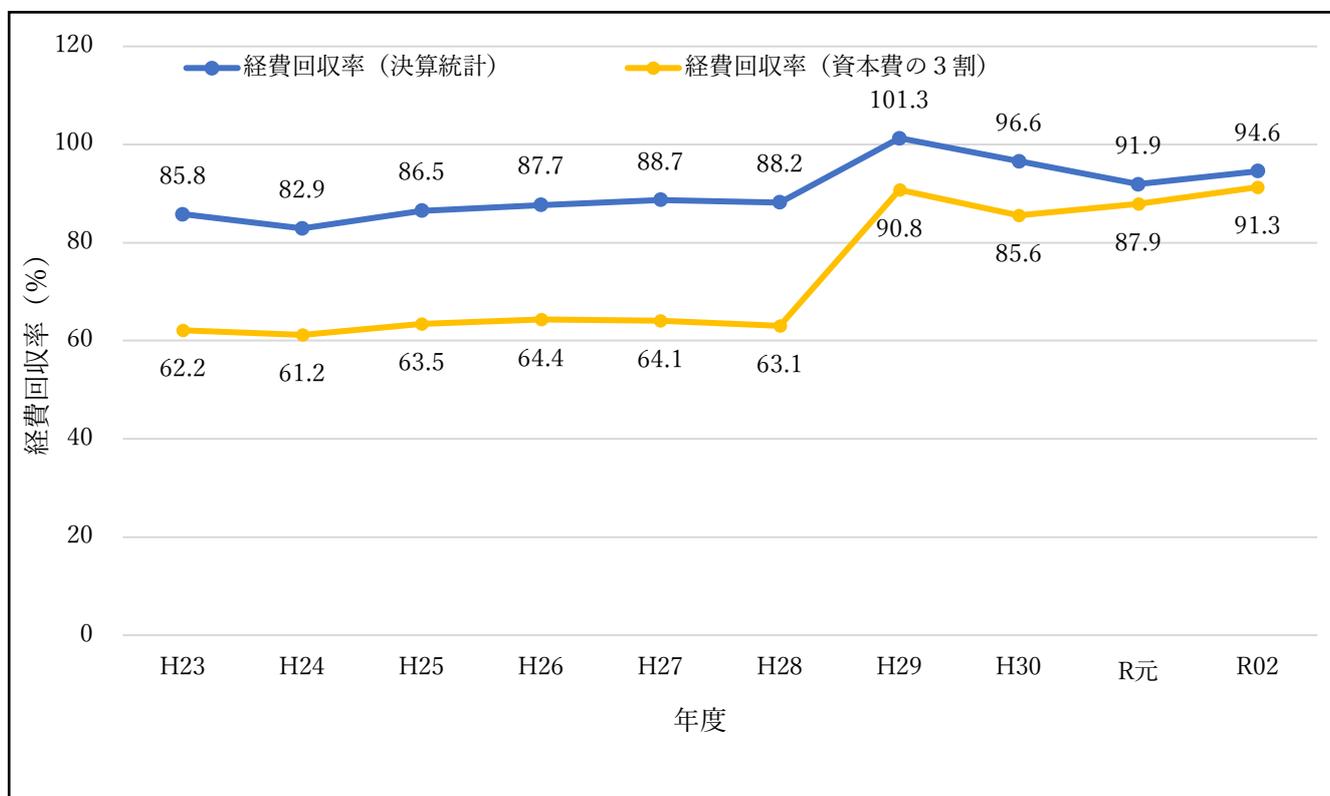
有収率の状況



## (7) 経費回収率の状況

下水道事業のうち、汚水処理については公費として負担すべき経費を除き、原則として受益者負担が求められています。このため事業運営上の経費回収率は100%となることが望まれ、現状では使用料改定の効果により汚水の維持管理費と資本費を下水道使用料で概ね賄っています。

経費回収率の状況



### <経費回収率の算出方法（分流式下水道等に要する経費）の違いについて>

総務省通知の「地方公営企業繰出金について」（繰出基準）のうち、「分流式下水道等に要する経費」については、「資本費のうち、その経営に伴う収入をもってあてることができないと認められるものに相当する額」と規定され、その「認められるもの」とは、「適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるもの」とされています。

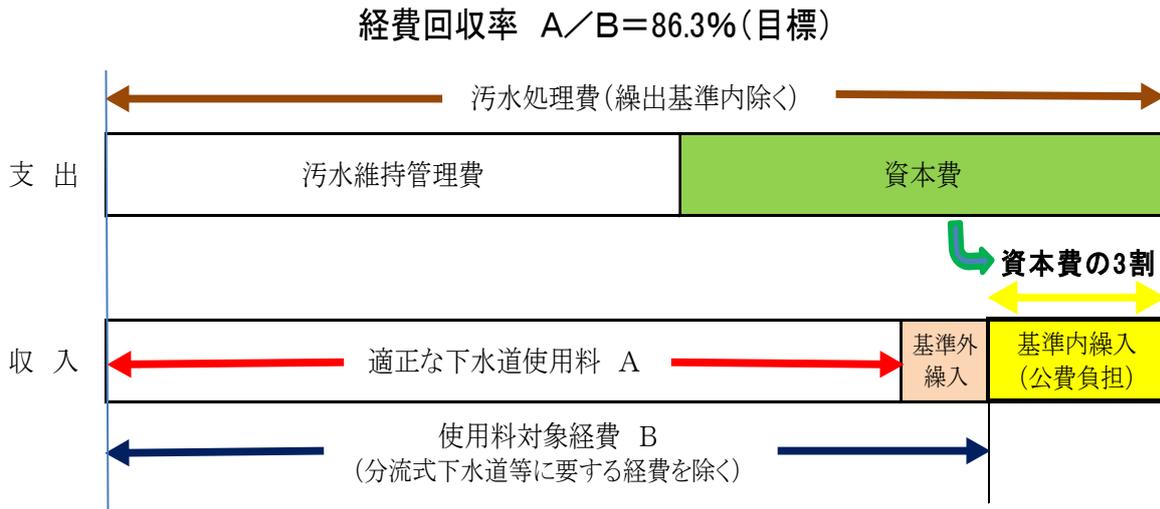
しかしながら、その具体的な算定方法が定められていないことから、本組合では、「資本費の3割」を算定方法とした場合と、「決算統計」（地方公営企業決算）の算定方法による場合の2パターンが存在している状況です。

## ア 資本費の3割による「繰出基準」について

「平成17年度研究会を踏まえた地財措置のあり方の見直し（平成18年度）」において、分流式整備における汚水分の一定の公的便益及び資本費格差に鑑みて、処理区域内人口密度に応じて、公費負担割合を措置することとしています。

このことから、本組合は平成18年度から、その処理区域内人口密度に応じて「資本費の3割」を繰出基準とし、平成29年度の使用料改定時の見込においても同様の考え方により算定しました。

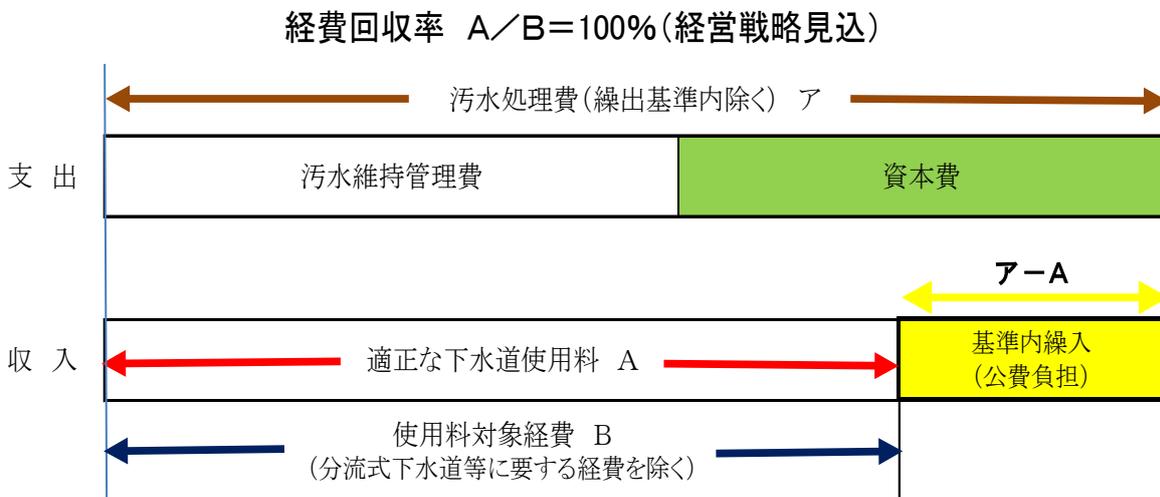
なお、使用料改定による経費回収率の目標は86.3%としました。



## イ 決算統計（地方公営企業決算）による「繰出基準」について

埼玉県の影響により、県内の算定方法を統一することとなり、平成22年度の地方公営企業決算より、「適正な使用料で充当しきれない資本費」を繰出基準としています。

なお、「適正な使用料」とは150円/㎡以上であり、本組合は平成29年度の使用料改定により150円/㎡以上となりました。このことにより、経営戦略における経費回収率は100%を推移する見込みとなっています。



(8) 一般会計と企業会計の算定方法の違いについて

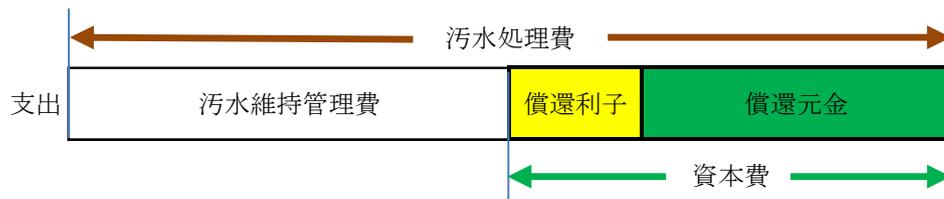
本組合は、令和2年4月1日より、地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用したことから、令和2年度決算より、次のとおり使用料対象経費等の算定方法が変わりました。

ア 汚水処理費に係る資本費について

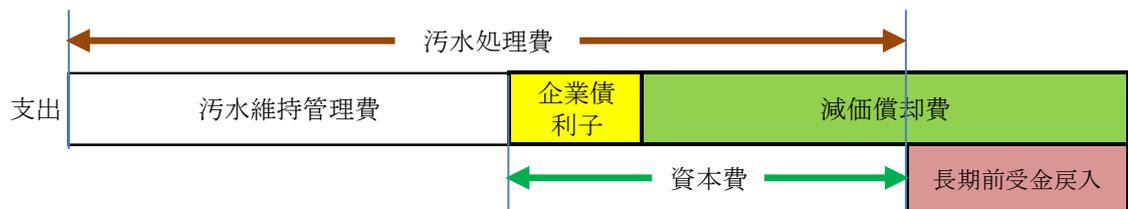
一般会計・・・元利償還金

企業会計・・・減価償却費（ただし長期前受金戻入を控除）及び償還利子

<一般会計>



<企業会計>



イ 下水道使用料収入について

一般会計・・・収入済額（現金主義）

企業会計・・・調定額（発生主義）

<一般会計>



<企業会計>



## 2 現行下水道使用料の検証について

### (1) 現行下水道使用料体系の概要

本組合の下水道使用料体系は、「基本料金+従量制（累進制）」を採用しています。現在の下水道使用料体系は下表のとおりで、平成29年度に改定したものです。

下水道使用料体系（1ヶ月分 消費税別）

区 分		改定前 H22. 6. 1施行	現行使用料 H29. 6. 1施行		
		単価	単価	単価区分 改定率	
一 般 用	基本料金		800 円	800 円	6.3%
	～10m <sup>3</sup>			5 円	
	11～20m <sup>3</sup>		105 円	128 円	21.9%
	21～50m <sup>3</sup>		140 円	170 円	21.4%
	51～100m <sup>3</sup>		180 円	218 円	21.1%
	101～300m <sup>3</sup>		215 円	262 円	21.9%
	301～500m <sup>3</sup>		260 円	318 円	22.3%
	501m <sup>3</sup> ～		300 円	318 円	6.0%
官公署学校用 (1m <sup>3</sup> につき)		～100m <sup>3</sup>	85 円	廃止	
		101m <sup>3</sup> ～	170 円		
公衆浴場用		1m <sup>3</sup> につき	60 円	60 円	0.0%

現行使用料（H29. 6. 1施行）の平均改定率

一般用単価の平均改定率	17.3%
収入総額見込の平均改定率	15.7%

### (2) 現行下水道使用料の改定時の考え方

ア 算定期間については、事業認可の目標年次を考慮し4年間としました。（H29～R 2）

イ 官公署学校用の使用料体系を廃止しました。

ウ 目標としましては、使用料単価は150円/m<sup>3</sup>、経費回収率は86.3%※、収入総額見込の平均改定率は15.7%としました。

エ 基本使用料に付与する基本使用水量を廃止しました。

オ 累進度を緩和しました。（改定前「3.75」→現行「3.74」）

※経費回収率 86.3%は、「分流式下水道等に要する経費」に係る基準内繰入金を「資本費の3割」として算出しました。

(3) 埼玉県内下水道使用料一覧表

	市町村名	事業種別	料金改定 適用年月日	使用料金 (消費税10%込み)	0	1,000	2,000	3,000	4,000
1	深谷市	単独・流域	R2.12.1	3,520	深谷市				
2	日高市	単独	H15.7.1	2,761	日高市				
3	飯能市	単独	H26.10.1	2,706	飯能市				
4	嵐山町	流域関連	H6.4.1	2,530	嵐山町				
	滑川町	流域関連	H26.4.1	2,530	滑川町				
6	本庄市	流域関連	R1.10.1	2,497	本庄市				
7	さいたま市	単独・流域	H26.7.1	2,459	さいたま市				
8	神川町	流域関連	H21.7.1	2,420	神川町				
9	小川町	流域関連	H10.10.1	2,409	小川町				
10	伊奈町	流域関連	H30.4.1	2,398	伊奈町				
11	春日部市	流域関連	H28.9.1	2,376	春日部市				
12	越谷市	流域関連	H28.9.1	2,365	越谷市				
13	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	単独	H29.6.1	2,343	坂戸、鶴ヶ島下水道組合				
14	鴻巣市	流域関連	H20.4.1	2,310	鴻巣市				
	寄居町	流域関連	H4.4.1	2,310	寄居町				
16	志木市	流域関連	H18.7.1	2,255	志木市				
17	三郷市	流域関連	R2.4.1	2,214	三郷市				
18	熊谷市(旧妻沼町)	単独	H13.2.1	2,200	熊谷市(旧妻沼町)				
	美里町	流域関連	H25.4.1	2,200	美里町				
20	上里町	流域関連	H26.4.1	2,167	上里町				
21	上尾市	流域関連	H26.10.1	2,156	上尾市				
22	秩父市	単独	R2.11.1	2,150	秩父市				
23	吉見町	流域関連	H17.4.1	2,145	吉見町				
24	白岡市	流域関連	H27.6.1	2,070	白岡市				
25	熊谷市(旧熊谷市)	流域関連	H18.4.1	2,042	熊谷市(旧熊谷市)				
26	東松山市	単独	H9.6.1	2,035	東松山市				
	行田市	流域関連	H21.4.1	2,035	行田市				
	松伏町	流域関連	H30.8.1	2,035	松伏町				
29	川口市	流域関連	H30.7.1	1,998	川口市				
30	八潮市	流域関連	H28.7.1	1,980	八潮市				
	蓮田市	流域関連	H27.10.1	1,980	蓮田市				
	北本市	流域関連	H21.4.1	1,980	北本市				
	桶川市	流域関連	H9.7.1	1,980	桶川市				
34	加須市	単独	H28.4.1	1,952	加須市				
35	草加市	流域関連	H29.4.1	1,947	草加市				
36	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	単独	H1.4.1	1,925	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合				
	羽生市	単独	H26.4.1	1,925	羽生市				
38	宮代町	流域関連	H19.4.1	1,883	宮代町				
39	吉川市	流域関連	H10.4.1	1,870	吉川市				
	久喜市	流域関連	H25.6.1	1,870	久喜市				
	杉戸町	流域関連	H28.3.1	1,870	杉戸町				
42	入間市	流域関連	H19.6.1	1,815	入間市				
43	狭山市	流域関連	H31.4.1	1,727	狭山市				
44	富士見市	流域関連	H17.4.1	1,650	富士見市				
45	新座市	流域関連	H21.7.1	1,639	新座市				
	所沢市	流域関連	H30.4.1	1,639	所沢市				
47	幸手市	流域関連	H12.4.1	1,595	幸手市				
	川越市	流域関連	H24.12.1	1,595	川越市				
49	三芳町	流域関連	H27.10.1	1,540	三芳町				
	川島町	流域関連	H1.4.1	1,540	川島町				
51	ふじみ野市	流域関連	H21.6.1	1,367	ふじみ野市				
52	蕨市	流域関連	H12.4.1	1,309	蕨市				
53	和光市	流域関連	H23.6.1	1,262	和光市				
54	朝霞市	流域関連	H10.6.1	1,155	朝霞市				
55	戸田市	流域関連	H29.4.1	1,023	戸田市				
	県内平均			2,030	県内平均				
	全国平均※			2,842					

(特定環境保全公共下水道を除く)

20m<sup>3</sup>/月当たり

令和3年7月1日現在

※令和元年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要より

#### (4) 現行下水道使用料の算定期間における見込と実績の比較について

現行下水道使用料の算定期間は、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間とし、目標充当率を「86.3%」としました。この算定期間における経費回収率の実績は「88.9%」となり、目標充当率「86.3%」と比較して、2.6 ポイントの増となりました。

なお、本組合は、令和 2 年度より公営企業会計を導入し、令和元年度は一般会計の打切決算、令和 2 年度は企業会計の決算となり、この令和元年度及び 2 年度の決算における経費回収率は、次の比較表と異なりますが、目標達成について比較検討できるように、平成 29 年度の使用料改定時の考え方（出納整理期間ありの一般会計）に換算し、考え方を統一しています。

使用料改定時の見込と実績の比較

年 度	区分	汚水処理費 (使用料対象経費)	使用料収入	有収水量	汚水処理 原 価	使用料 単 価	経 費 回収率
		A	B	C	D (A/C)	E (B/C)	E/D
		千円	千円	千m <sup>3</sup>	円/m <sup>3</sup>	円/m <sup>3</sup>	%
H29 一般会計 (5月末まで)	見込	2,245,000	1,920,000	12,800	175.4	150.0	85.5
	実績	2,102,935	1,909,789	12,565	167.4	152.0	90.8
	比較	△ 142,065	△ 10,211	△ 235	△ 8.0	2.0	5.3
H30 一般会計 (5月末まで)	見込	2,270,000	1,935,000	12,900	176.0	150.0	85.2
	実績	2,296,140	1,966,250	12,677	181.1	155.1	85.6
	比較	26,140	31,250	△ 223	5.2	5.1	0.4
R 元 一般会計打切り (5月末まで に換算)	見込	2,275,000	1,965,000	13,100	173.7	150.0	86.4
	実績	2,222,980	1,952,633	12,668	175.5	154.1	87.8
	比較	△ 52,020	△ 12,367	△ 432	1.8	4.1	1.5
R 2 企業会計 (5月末までの 現金主義に換算)	見込	2,251,000	1,980,000	13,200	170.5	150.0	88.0
	実績	2,178,270	1,989,879	12,921	168.6	154.0	91.4
	比較	△ 72,730	9,879	△ 279	△ 1.9	4.0	3.4
合計 (すべて現金主義 5月末まで)	見込	9,041,000	7,800,000	52,000	173.9	150.0	86.3
	実績	8,800,325	7,818,551	50,831	173.1	153.8	88.9
	比較	△ 240,675	18,551	△ 1,169	△ 0.8	3.8	2.6

【見込】：一般会計としての見込額（使用料改定時の見込額）

【実績】：一般会計としての実績額（R元及びR2は、通常の一般会計決算と同じ条件の出納整理期間ありに換算）

【比較】＝【実績】－【見込】

【汚水処理費】：汚水処理費は繰出基準に基づく公費負担分を除いた使用料対象経費

→「分流式下水道等に要する経費に係る繰出金」については、資本費の3割を公費負担としている。

→R2の資本費は、一般会計と同様に元利償還金としている。

【使用料収入】：一般会計としての下水道使用料等の収入額

→R元及びR2は、出納整理期間があった場合の現金収入額としている。

(5) 見込と実績の比較に係る内訳について

ア P9表中「汚水処理費（使用料対象経費）A」の内訳

算定期間における汚水処理費の見込に対する実績については、4年間の合計で約2億4千万円、約2.7%の減額となりました。

その内訳としては、維持管理費の見込に対する実績については、合計で約1億2千418万円、約2.2%の減額となりました。主な要因は処理場費の減額によるものです。

また、資本費の見込に対する実績については、合計で約1億1千649万円、約3.3%の減額となりました。主な要因は償還利子の借入利率の減少によるものです。

使用料改定時の見込と実績の比較（汚水処理費の内訳）

年度	区分	汚水処理費 (使用料対象経費)		
		千円	千円	千円
H29 一般会計 (5月末まで)	見込	2,245,000	1,363,000	882,000
	実績	2,102,935	1,244,248	858,687
	比較	△ 142,065	△ 118,752	△ 23,313
H30 一般会計 (5月末まで)	見込	2,270,000	1,372,000	898,000
	実績	2,296,140	1,427,382	868,758
	比較	26,140	55,382	△ 29,242
R元 一般会計打切り (5月末までに 換算)	見込	2,275,000	1,392,000	883,000
	実績	2,222,980	1,357,267	865,713
	比較	△ 52,020	△ 34,733	△ 17,287
R2 企業会計 (5月末までの 現金主義に換算)	見込	2,251,000	1,401,000	850,000
	実績	2,178,270	1,374,921	803,349
	比較	△ 72,730	△ 26,079	△ 46,651
合計 (すべて現金主義 5月末まで)	見込	9,041,000	5,528,000	3,513,000
	実績	8,800,325	5,403,818	3,396,507
	比較	△ 240,675	△ 124,182	△ 116,493

【見込】：一般会計としての見込額（使用料改定時の見込額）

【実績】：一般会計としての実績額（R元及びR2は、通常の一般会計決算と同じ条件の出納整理期間ありに換算）

【比較】＝【実績】－【見込】

【汚水処理費】：汚水処理費は繰出基準に基づく公費負担分を除いた使用料対象経費  
→「分流式下水道等に要する経費に係る繰出金」については、資本費の3割を公費負担としている。  
→R2の資本費は、一般会計と同様に元利償還金としている。

## イ P9表中「使用料収入B」の内訳

処理区域の拡大などによる増加分を考慮した下水道使用料改定時の収入見込に対する実績については、4年間の合計で約1千855万円、約0.2%の増額となり、概ね見込みどおりとなりました。

そのなかで令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発令された影響などにより、一般家庭（100㎡以下/2か月）においては、在宅時間が増えたことなどから、約4千417万円の増額となった一方、大口使用者（100㎡以上/2か月）においては、緊急事態宣言期間中に小中学校が一律休校したことなどから、約3千429万円の減額となりました。

使用料改定時の見込と実績の比較（使用料収入の内訳）

年度	区分	使用料収入	一般家庭	大口使用者
			(100㎡以下/2か月)	(100㎡超え/2か月)
		千円	千円	千円
H29 一般会計 (5月末まで)	見込	1,920,000	1,340,000	580,000
	実績	1,909,789	1,329,977	579,812
	比較	△ 10,211	△ 10,023	△ 188
H30 一般会計 (5月末まで)	見込	1,935,000	1,360,000	575,000
	実績	1,966,250	1,366,740	599,510
	比較	31,250	6,740	24,510
R元 一般会計打切り (5月末までに換算)	見込	1,965,000	1,390,000	575,000
	実績	1,952,633	1,369,382	583,251
	比較	△ 12,367	△ 20,618	8,251
R2 企業会計 (5月末までの現金主義に換算)	見込	1,980,000	1,400,000	580,000
	実績	1,989,879	1,444,167	545,712
	比較	9,879	44,167	△ 34,288
合計 (すべて現金主義 5月末まで)	見込	7,800,000	5,490,000	2,310,000
	実績	7,818,551	5,510,266	2,308,285
	比較	18,551	20,266	△ 1,715

【見込】：一般会計としての見込額（使用料改定時の見込額）

【実績】：一般会計としての実績額（R元及びR2は、通常の一般会計決算と同じ条件の出納整理期間ありに換算）

【比較】＝【実績】－【見込】

【使用料収入】：一般会計としての下水道使用料等の収入額

→R元及びR2は、出納整理期間があった場合の現金収入額としている。

## (6) これまでの経営健全化に向けた取組について

現行使用料の算定期間内（H29～R2）の、経営健全化に向けた主な取組につきましては次のとおりです。

### ア 経営基盤の強化

#### (ア) 地方公営企業法の一部（財務規定等）適用

令和2年4月1日より、地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、財務諸表等を活用した経営基盤の強化を図ることとしました。

#### (イ) 経営戦略の策定

令和2年度に、中長期の経営の基本計画である経営戦略を策定し、経営基盤の強化を図ることとしました。

#### (ウ) 水洗化率の向上

令和2年度末の水洗化率は95.1%となり、平成28年度末（算定期間前）94.9%と比較し、算定期間中では0.2ポイント増加しました。

### イ 投資の合理化

#### (ア) 全体計画の見直し

令和2年度に、組合整備の将来計画である全体計画の見直しを行い、汚水の整備区域を縮小し、今後必要となる整備費の削減を図りました。

#### (イ) スtockマネジメント計画の策定

施設の老朽化対策としてストックマネジメント計画は現在策定中であり、今後必要となる改築事業費の低減及び平準化を図り、かつ、国費、企業債を活用することとしました。

#### (ウ) 焼却炉の休止

老朽化した焼却炉を令和3年度末に休止する方針としました。このことにより、汚泥の外部搬出費が増加となりますが、焼却炉の改築費や運転管理費等が削減できますので、長期間と比較しますと汚泥処分費の削減を図ることができます。

#### (エ) 令和6年度末の水処理センターの統合

令和6年度末に、北坂戸水処理センターを廃止し、石井水処理センターへ統合する予定とし、北坂戸水処理センターの運転管理費の削減を図ることができます。

(オ) 国庫補助金を活用

国の補助制度を活用し、本組合の要望に対しまして約 100%の内示となり補助事業を優先に事業を実施し、組合負担額の軽減を図りました。

ウ その他経費の削減

(ア) 不明水対策

不明水率 10%を目標に対策を実施することとしていましたが、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 か年平均は 22.8%となり、目標が達成できませんでした。

引き続き調査し、その対策を講じることとします。

(イ) 下水道工事等のコスト削減

再生材や小型マンホールの利用推進により、建設費の削減を図りました。

(ウ) 水処理センター維持管理費

省エネ機器の導入や、電力会社との複数年契約により電気料の削減を図りました。

また、包括的民間委託を継続的に実施することで、職員人件費等の削減を図りました。

(エ) 合同庁舎の LED 化

平成 30 年度に合同庁舎の照明を LED 化し、電気料の削減を図りました。

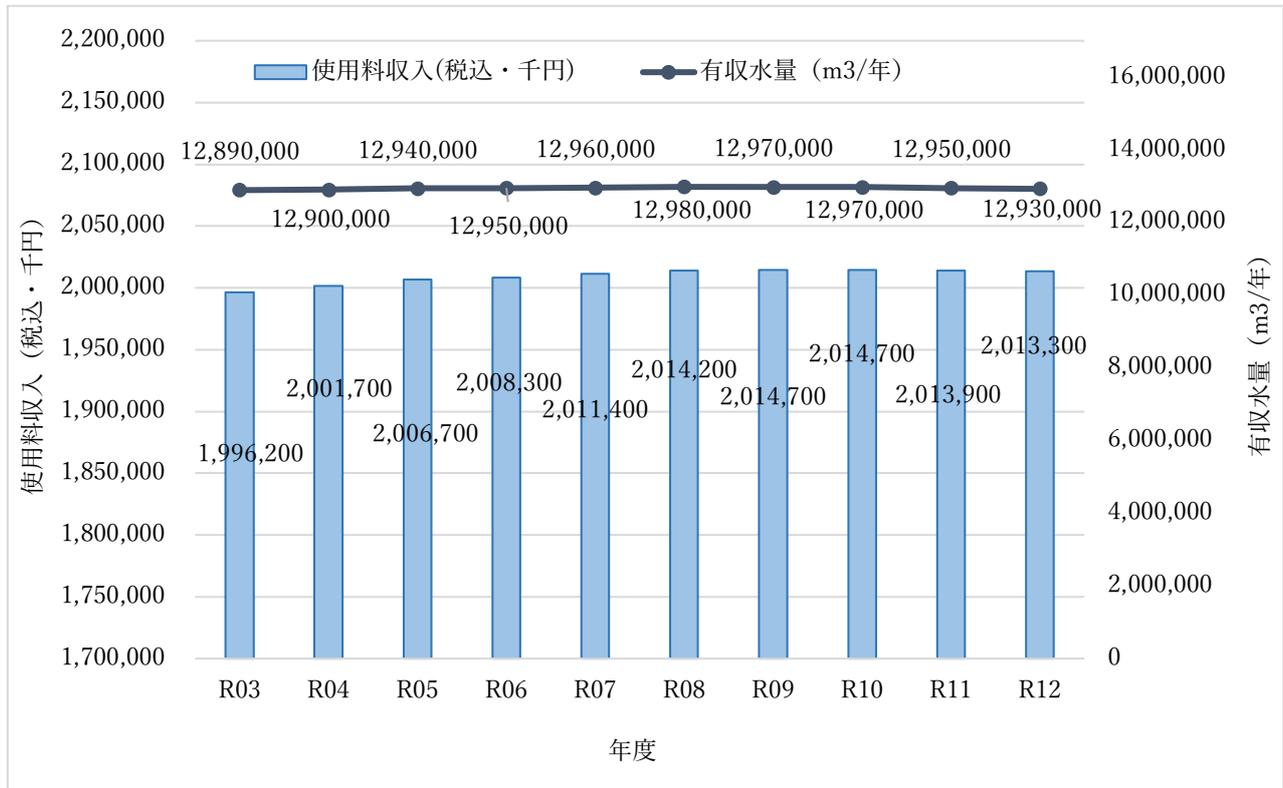
### 3 今後の経営状況について

#### (1) 下水道使用料収入の見込み（経営戦略より抜粋）

今後10年間の下水道使用料収入は、過去の実績と今後の未普及対策事業を考慮し、現行使用料では微増の後に緩やかな減少傾向になると推定しました。

使用料収入の見込み

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
使用料収入(税込・千円)	1,996,200	2,001,700	2,006,700	2,008,300	2,011,400	2,014,200	2,014,700	2,014,700	2,013,900	2,013,300
有収水量 (m3/年)	12,890,000	12,900,000	12,940,000	12,950,000	12,960,000	12,980,000	12,970,000	12,970,000	12,950,000	12,930,000

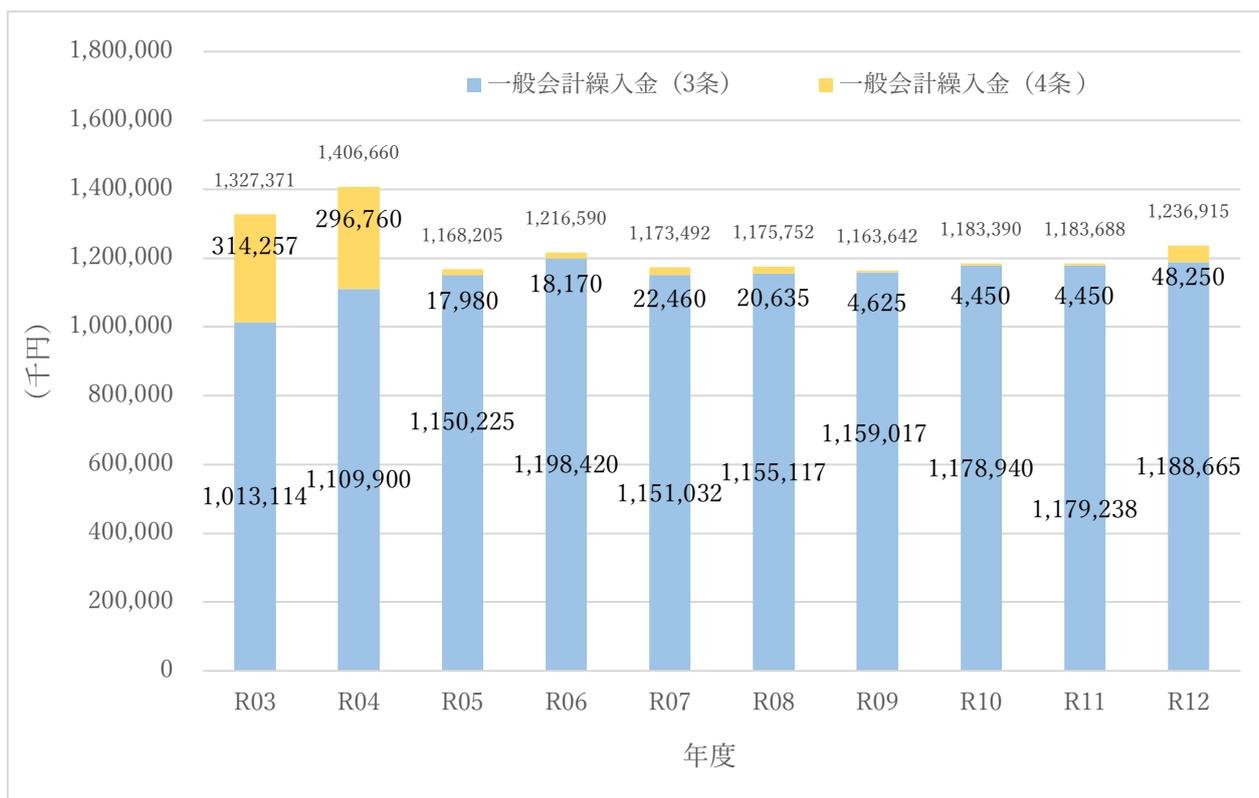


## (2) 一般会計繰入金の見込み（経営戦略より抜粋）

一般会計からの繰入金は、資本的収支では令和4年まで基準外繰入が必要となります。

一般会計繰入金の見込み

項目	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
一般会計繰入金（3条）	1,013,114	1,109,900	1,150,225	1,198,420	1,151,032	1,155,117	1,159,017	1,178,940	1,179,238	1,188,665
一般会計繰入金（4条）	314,257	296,760	17,980	18,170	22,460	20,635	4,625	4,450	4,450	48,250
	1,327,371	1,406,660	1,168,205	1,216,590	1,173,492	1,175,752	1,163,642	1,183,390	1,183,688	1,236,915



### <基準内繰入（公費負担）について>

下水道事業について、一般会計の負担すべき経費の考え方は、第1次下水道財政研究会において、いわゆる「雨水公費・汚水私費」の原則が提言され、これを基本とした地方財政措置が取られてきました。

また、独立採算制の原則の下、一般会計が負担（公費負担）することとされている経費について、総務省通知の「地方公営企業繰出金について」（繰出基準）において定められています。

### (3) 経費回収率の見込み（経営戦略より抜粋）

経費回収率は、下水道使用料収入を汚水処理費で除すことにより算出します。

汚水処理費とは、汚水にかかる維持管理費と資本費の合計です。

なお、繰出基準（公費負担）のうち「分流式下水道等に要する経費」については、使用料単価 150 円/m<sup>3</sup>を徴収してもなお回収が困難とされる汚水に係る資本費を基準内繰入とした場合における経費回収率となっています。

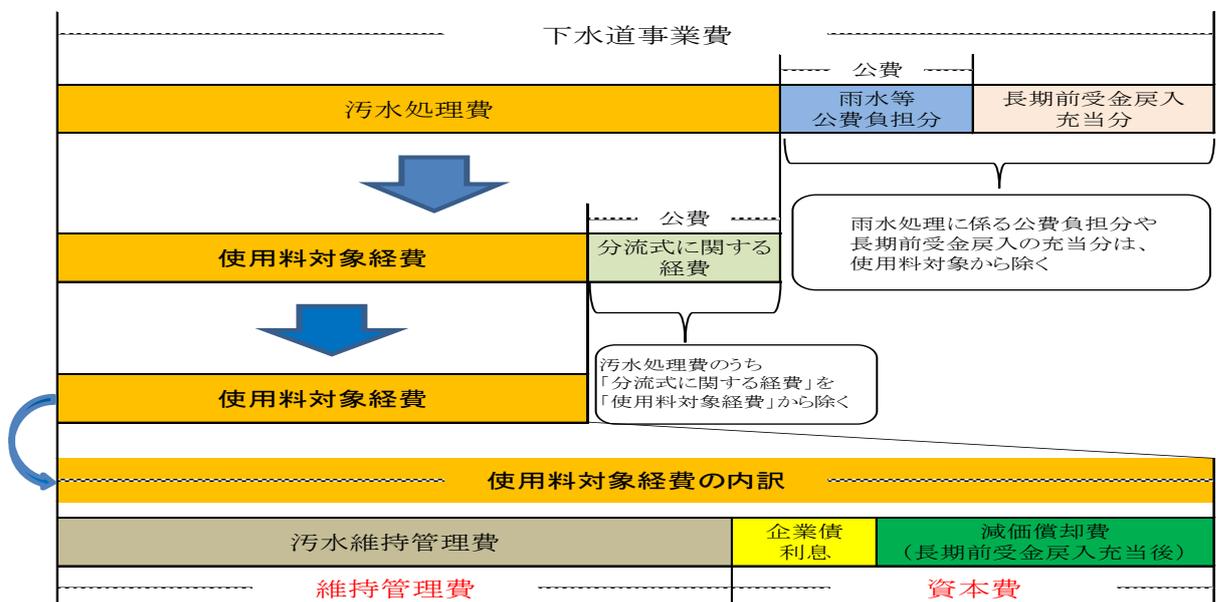
本組合の経営戦略においては、使用料単価 150 円/m<sup>3</sup>を超えていることから、計画期間内の経費回収率は 100%の見込としています。



### (4) 下水道使用料対象経費について

使用料対象経費については、下水道事業費用から、雨水等公費負担分などを除いて汚水処理費用を算出し、さらに分流式下水道に要する経費を控除したものとします。

財源構成については、次のとおりです。



#### 4 次期下水道使用料の改定について

前頁までの状況及び現下の経済情勢を踏まえ、次期下水道使用料の改定につきましては次のとおりとしました。

##### (1) 下水道使用料の改定について

- ア 下水道使用料は据置します。
- イ 据置する期間は、令和6年度末までとしました。

##### (2) 理由

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、一時的に使用料の支払に困難を来している方を対象として、使用料の支払猶予等の措置を講じており、現下の経済情勢も踏まえた、使用料に関する住民負担への適切な配慮が必要であると考えました。
- イ 据置する期間につきましては、令和6年度末に北坂戸水処理センターを廃止し、石井水処理センターへ統合する予定であるため、令和6年度末までとしました。

##### (3) 据置する期間における経費回収率等の見込（R4～R6）について（経営戦略より）

下水道使用料を令和6年度末まで据置した場合における経費回収率等の見込につきましては、次のとおりです。

なお、経営戦略における経費回収率につきましては、繰出基準（公費負担）のうち「分流式下水道等に要する経費」を、適正な使用料（使用料単価 150 円/m<sup>3</sup>以上）で充当しきれない資本費を基準内繰入としていきますので、経費回収率は 100%を推移する見込としています。

また、一般会計繰入金につきましては、令和4年度をピークに減少する見込みとなっています。

経費回収率等の見込（R4～R6）

年 度	汚水処理費 A	使用料収入 B	有収水量 C	汚水処理 原 価 D (A/C)	使用料 単 価 E (B/C)	経 費 回収率 E/D	一般会計 繰 入 金
	千円	千円	千m <sup>3</sup>	円/m <sup>3</sup>	円/m <sup>3</sup>	%	千円
R 4	2,001,700	2,001,700	12,900	155.2	155.2	100.0	1,406,660
R 5	2,006,700	2,006,700	12,940	155.1	155.1	100.0	1,168,205
R 6	2,008,300	2,008,300	12,950	155.1	155.1	100.0	1,216,590
合計	6,016,700	6,016,700	38,790	155.1	155.1	100.0	3,791,455

## 5 今後の取組について

### (1) 公営企業の経営の原則について

地方公営企業は、経済性を発揮しながら公共の福祉を増進することを経営の基本原則（地方公営企業法第3条）としており、その経営に要する経費は経営に伴う料金をもって充てる独立採算制をとっています。（地方公営企業法第17条の2）

その一方で、これを前提としながらも、当該公営企業の収入をもって充てることが適当でない経費、及び能率的な経営を行ってもなお収入のみでの経営が困難であると客観的に認められる経費は、一般会計による収入をもってこれに充てることができると規定されています。（基準内繰入）

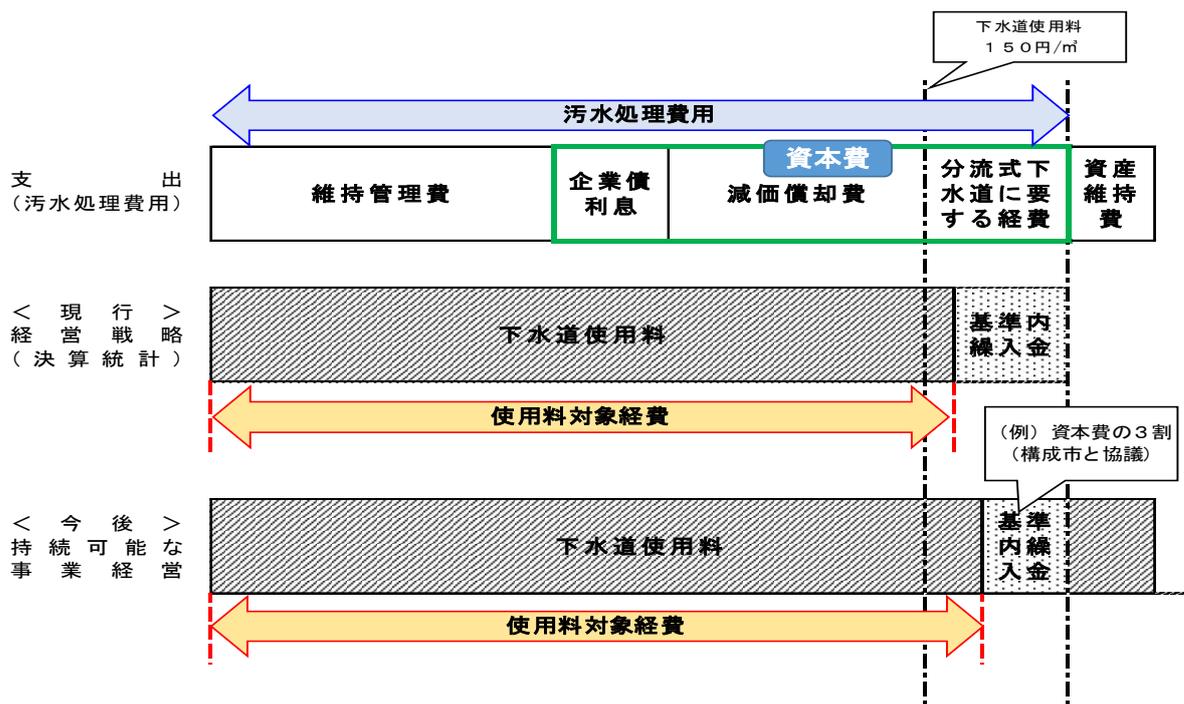
### (2) 「分流式下水道等に要する経費」について

総務省通知の繰出基準のうち「分流式下水道等に要する経費」については、使用料単価 150 円/m<sup>3</sup>を徴収してもなお回収が困難とされる汚水に係る資本費を基準内繰入（公費負担）としていますが、この使用料水準は、国の「下水道財政のあり方研究会」において平成17年度に設定されたものであり、全国的に上昇している使用料の現状等を踏まえ、平成31年3月の同研究会において、今後の見直しの検討事項に挙げられています。

今後、これらの動向に留意し、「分流式下水道等に要する経費」について、構成市を交え検討していきます。

### (3) 持続可能な事業経営について

「持続可能な事業経営」の達成には、今後の更新費用の増大に対応するための資産維持費を見込むこととし、経費回収率100%以上を目指す必要があります。



#### (4) 今後の経営健全化に向けた取組について（経営戦略より抜粋）

##### ア 人材に関する事項

膨大な施設の適切な維持管理を行いながら、長寿命化や強靱化を進めるためには、専門的な技術力の確保が必要となりますが、近年、多くの自治体では、団塊世代の大量退職や民間委託の拡大等により、若手職員への技術の継承や、現場で十分な経験を積むことが難しくなりつつあります。

本組合においても、組織の見直しや民間委託の導入などにより職員数の削減を行ってきたため、持続可能な事業経営の観点からも、ベテラン職員から若手職員へのスムーズな技術の継承や、事業に携わる職員が十分な経験を積む機会を確保することが必要となっています。

今後は、重要な経営資源である「人材」を計画的に育成していくため、ベテラン職員の再任用や技術職員による技術の継承や、効果的な研修への積極的な参加などを行うとともに、民間の有する優れた技術やノウハウを活用するための手法の導入について検討します。

##### イ 広域化・共同化・最適化に関する事項

汚水処理施設の効率的運用を目的に、水処理センターの統廃合を行い施設の最適化を目指します。

##### ウ その他の経営基盤に関する事項

ストックマネジメント計画に基づいた計画的改築・維持管理の実施に努めます。

##### エ 情報公開に関する事項

下水道に関する情報は、組合のホームページに掲載しています。

経営の状況等の情報についても、他の下水道に関する情報と合わせて公表していきます。

##### オ その他

経営戦略に記載ありませんが、引き続き次の取組を行います。

###### (ア) 不明水対策

雨天時浸入水について、台風と同程度の降雨でマンホール及び管渠が満水となり、圧力により溢水被害を起こさないよう対策を講じ、修繕費等の縮減を図ります。

###### (イ) 水洗化率の向上

未接続家屋等への訪問啓発を行い、水洗化率向上による収入の確保に努めます。

###### (ウ) 経費節減

公用車の更新時期の見直し、パソコン会議によるペーパーレス、再生紙の利用など、引き続き経費節減の徹底を図ります。

## 6 アドバイザーからの意見について

地方公共団体等の財政運営・経営の質の向上を図ることを目的として、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業で創設された「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用しました。

この、強化事業におけるアドバイザー派遣事業について、次のとおり会議を実施しアドバイスをいただきました。

### (1) アドバイザー派遣事業における会議の実施

- ア 会議日 令和3年8月23日（月） 13：30～16：00
- イ 会議場所 ウェブ会議（本組合3階 議員控室）
- ウ 内 容 下水道使用料検討部会（第5回） 検討部会報告案について  
資料1「現行下水道使用料の検証及び今後のあり方について」  
資料2「坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業経営戦略」  
資料3「令和2年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業決算書（案）」
- エ 派遣講師 日本下水道事業団 研修センター 教授 加藤壮一

### (2) 「現行下水道使用料の検証及び今後のあり方について」に対するアドバイザーからの意見等

本組合の下水道使用料検討部会の報告案「現行下水道使用料の検証及び今後のあり方について」の内容について、次のとおりアドバイスをいただきました。

#### ア 現行使用料の算定期間における検証及び今後の算定期間について

以前の「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」においては、使用料算定期間は「3年から5年程度に設定することが適当である」とされていたが、最新の考え方では、算定期間の考え方はなくなり、その代わりに経営戦略として随時検証することとなっている。

今後は、策定されている経営戦略の随時検証及び見直しを行うこと。

#### イ 経営戦略と使用料改定について

使用料改定の有無を踏まえた経営戦略とするものである。

本組合の経営戦略においては、使用料改定を見込んでいない。

新たに使用料改定の検討を行う場合は、経営戦略の見直しと併せて行うものである。

## ウ 公費負担の考え方について

地方公営企業法第 17 条の 2 において、地方公営企業の経費の負担の原則が規定されており、まず、一般会計が負担すべき経費について明確に定め、次に、それら以外の経費については、経営に伴う収入をもって充てなければならないとされている。

このことから、総務省から示される「地方公営企業繰出基準」（繰出基準）で定められているものについては、一般会計で負担させるべきである。（地方公営企業法で明確に規定されている）

ただし、その繰出基準のうち、「分流式下水道に要する経費」については、具体的な算出方法が定められていないことから、各団体の考え方により算出方法が変わるものである。

## エ 分流式下水道等に要する経費に係る繰出金の算出方法について

具体的な算定方法が定められていないことから、その算定方法について構成市と協議して決定すべきである。

埼玉県の指導による、「決算統計」（地方公営企業決算）の算定方法（使用料単価 150 円/m<sup>3</sup>以上で賄えない分）については、あくまでも統計上の統一ルールであると考えた方がよい。（この考え方によれば、常に経費回収率 100%となる）

分流式下水道等に要する経費に係る繰出金としては、組合と構成市で明確にしたうえで、一般会計において負担させるべきである。

## オ 資産維持費の見込み方について

下水道事業において資産維持費を見込んでいる団体は、全国的にまだ少ない状況にある。また、その資産維持費の計上についての指針が示されていない。

今後の動向を注視すること。

## カ 資産維持費を見込んだ場合の経費回収率について

資産維持費を見込んだ場合の経費回収率としては、100%を超えた部分となる。